

令和6年度 第2回川崎市社会教育委員会議 教育文化会館専門部会摘録

開催日時：令和6年9月20日(金)

13時30分～15時30分

開催場所：教育文化会館 第5会議室

出席者：＜委員＞山澤委員（部会長）、村社委員（副部会長）、権守委員、野口委員、竹内委員、星委員

出席者：＜事務局＞小島館長、北村分館長、平井分館長、石田課長補佐、関口課長補佐、高橋主任（記録）

欠席者：＜委員＞猫橋委員

＊亀澤委員は都合により退任。

傍聴者：0名

1 開会

2 事務連絡

傍聴0名。過半数の出席があるため、本日の教育文化会館専門部会は成立。川崎市社会教育委員会議規則第6条第6項による。

3 館長あいさつ

4 部会長あいさつ

5 議事

（1）教育文化会館、大師分館、田島分館の社会教育振興事業について

関口課長補佐、北村分館長、平井分館長より各事業について説明。

・教育文化会館について

山澤部会長）「不登校をみんなで考える」は子ども達の抱えている事に目を向けてもらうためにも多くの保護者に聞いて欲しい内容である。

・田島分館について

山澤部会長）「ぴよぴよたじま」は暑さのため参加者が少なかったのは残念である。乳幼児と保護者を対象とした折角の講座なので今後実施する場合日程を変えてはどうか。

平井分館長）来年度も実施する場合は、団体と検討したい。

竹内委員）「かわさき歴史散歩」は「健康づくり」と「地域を知る」内容を兼ね備えたとても良い企画である。

(2) 教育文化会館、市民館の市制 100 周年記念事業について
関口課長補佐より説明。

(3) 「市民館の貸館における飲食」について
小島館長より説明。

村社委員) 飲食を可能にすると様々な団体が利用すると考えられる。一時期ホームレスを支援している団体が教育文化会館の周辺で炊き出しを行っていた。ホームレスやその支援活動を否定するものではないがサークル連絡会会長として、教育文化会館にホームレスが頻繁に出入りすると他のサークル活動への影響が不安である。しっかりルールを決めないと炊き出しの拠点になってしまうのではと不安を感じる。

小島館長) 利用団体が仕出し弁当を食べるのはどうか。

村社委員) 問題ない考える。

小島館長) 炊き出しとはどのような形で行うのか。火は使っていたのか。

村社委員) 団体が料理室・大会議室等を借りて料理室で調理を行い、調理の間に食事を希望するホームレスは教育文化会館の周囲でゴミを拾い、その労働のあとに料理室で作った料理を食べていたと聞いている。

竹内委員) 現在認められている飲食以外で午前・午後利用のみで食事をする場面は考えにくいので、敢えて変更せず現状のままで良いと考える。

星委員) 午前から夜間まで会議室を利用した時、館外で食事をする時間がなかったので会議室で食事をとらせてもらった事があり助かった。基本会議室での飲食は禁じられているのでゴミは持ち帰り、清掃をして換気を行い匂いに気を付けているところもあると感じる。ただイベントの時にちょっとしたお菓子と飲み物があると、場が和み進行がスムーズになるのを感じるので良いと考える。会食もルール作りは大変だと思うがこの規模の施設で会食が出来るのは川崎区では限られていると思う。食事をしながらコミュニケーションを取ることも大切ではないかと考える。

野口委員) 子ども会議で休憩の時に小菓子を出してしまっているが、お菓子を食することで子ども達もリフレッシュが出来ているようなのでこの程度なら許して欲しいと考える。大人の会食は他の場所でも可能なのであえて必要ないと思う。

山澤部会長) 教育文化会館の 1 階のオープンスペースでは飲食ができるので市民館全体として飲食についてどう考えるかとの質問だと思う。お菓子とお茶があると会話がスムーズになる良い点もあるので自分の講座の最終回にはティー&トークの回を持っていたこともある。個人的には 3 時のおやつはコミュニケーションを取るためにも良いと考えているが、許可をした場合は管理が難し

いと思う。教育文化会館に関しては移転すると新しい施設のルールもあると思うので現状維持で良いと考える。市民館全体となると他の市民館の状況が今のお話では把握できないのではっきり言えないがやはり管理の点では厳しいのではと考える。

村社委員) 教育文化会館周辺は炊き出しをやっていた頃よりも炊き出しが無くなりホームレスもいなくなったと思う。過去、教育文化会館に入ろうとした時にホームレスから脅かされ怖い思いをしたことがある。飲食については色々なケースが考えられるのでその点の対策をする必要がある。サークルの人たちも休憩中にお菓子を食べることができれば喜ぶと思うが、飲食を許可した場合しっかりと管理するのは難しいと考える。飲食については慎重に進めた方が良く考える。

小島館長) どのような使い方が考えられるかでは、休憩時間や場を和やかにする等の意見をいただいた。また飲食に反対の意見の中でも可能にするためのいくつかの案もいただいた。飲食を可能にするのであればルール作りが必要だと考える。飲食を踏まえた貸館の使い方については、会議の間の休憩時間のお菓子・講座の後の歓談の時・食事を通してコミュニケーションを取るというものであった。他に意見があればお願いしたい。

山澤部会長) 会議室を利用するには責任者がいるので責任者が飲食の申告をする必要があると考える。講演後の休憩時間にお茶を飲み歓談してその後ディスカッションをしたこともあるが、主催者側が管理していた。

小島館長) 申請は貸館の時に施設側に申請するものか。

山澤部会長) そのように考える。飲食を許可した場合、色々な団体が使うことへの懸念があるとの意見もあった。使用責任者が館に飲食の申請書を出せば利用者側も安心できるのではないか。

小島館長) 今回「貸館における飲食について」の使い方まで協議することが出来た。飲食の時間の持ち方や申請が必要ではないか等、飲食を許可するにあたりやはり一定のルール作りは必要と感じた。次回は残りの2つの課題と来年度のテーマについての意見をいただきたい。

(4) 今後のスケジュールについて

第3回 令和6年12月10日(火) 13時30分～

第4回 令和7年2月16日(日) 午後

※第4回は、市民自主学級・市民自主企画事業の選考会を兼ねている。

(5) その他